

平成29年度

## 事業計画

地域福祉活動をひろげます

つながる・ささえあう



身近な窓口になります

むすぶ

小さな力を大きく広げます

ふくらむ

支え育てる

社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会

## ◎基本理念

飯南町社会福祉協議会の基本理念は、「一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を地域福祉活動の使命として推進していきます。

## ◎基本目標

「頼られる社協、応える地域福祉活動を目指します。」

## ◎基本方針

1. 法令遵守を基本とした法人運営（経営）に努めます。  
法令を遵守し、透明性の高い法人運営を行い、もって利用者及び地域から信頼される社協活動を進めます。
2. 地域福祉の推進と総合的なサービス提供に努めます。  
時代とともに複雑化していく地域の福祉課題と福祉ニーズに対応した地域福祉事業に積極的に取り組み、併せて介護保険事業、在宅福祉事業、権利擁護事業などを活用した総合的な福祉サービスを進めます。
3. 人材育成と組織能力の向上により、質の高いサービスを提供します。  
社会福祉の専門職として、職員ひとりひとりの知識と技術の向上を図り、各部門が相互に連携して、法人全体の組織力を高め質の高いサービスの提供を目指していきます。
4. 効率的な運営による安定した経営体制を構築します。  
法人経営が厳しさを増す中、事業運営における無駄をなくし、法人全体で協力して効率的な運営を行い、地域の皆様に安心していただける安定した経営に努めます。
5. 地域住民主体の地域福祉活動の推進  
地域に住むひとりひとりの力が集まって大きな「地域福祉力」となります。社協は、行政・民生児童委員・福祉団体・社会福祉施設・ボランティア団体など様々な組織と連携・協働して地域と共に地域福祉を推進していきます。

## ◎平成29年度 社協活動指針

- 今日、私たちのまわりでは、少子高齢化の進行、家族に対する考え方や捉え方の多様化、人と人をつなぐ「つながり」、「きずな」、「地域力」が希薄化しつつあります。また、社会経済情勢の変化に伴い、ひきこもりや子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死・認知症の増加・詐欺、児童や高齢者、障害者に対する虐待、自死の増加、失業等による生活困窮など新たな社会問題となっています。

このような地域の問題に対して、既存のサービスや家族の協力だけでは対応しきれないことが多くあります。制度の狭間にある生活の不安などを解消していくためには、「自助・公助」に対して「共助」による助け合いの取り組みを充実していくことが求められています。

- こうした中、平成29年度から社会福祉法の改正により社会福祉法人、とりわけ地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、総合相談・生活支援、居場所づくりや見守り支援などの小地域福祉活動の推進などのこれまでの活動を基盤とし、新たな生活支援サービスの創出、地域のつながりの再構築、権利擁護支援の充実など地域福祉推進に不可欠な取り組みとして活動していくことが必要です。

- また、介護保険事業等に関しては、介護保険法の改正（報酬減による収入減）、地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、多彩な担い手による生活支援体制の構築を行政及び関係機関と連携し進めます。

本年4月から軽度者の方の介護保険サービスが総合事業（地域支援事業）へ移行することに伴い、本会では地域福祉活動を活かした「生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）」を町から受託し、生活支援サービスの体制整備を町と協働して進めます。

本会の介護保険サービス事業及び在宅福祉事業の見直しに取り組みながら経営の改善を行い、財政の安定化に努めます。

- こうした状況を踏まえ、次の重点項目を中心に地域福祉活動を展開していきます。

## 平成29年度 重点項目

### 1) 法人運営部門

- ①社会福祉法改正施行への移行に伴い、これまで以上に「経営組織のガバナンスの強化・事業運営の透明性・財務規律の強化・地域における公益的な取り組み」を進めます。
- ②法人の経営情報の公開については、適切な会計処理及び財務管理を行い、住

民の一層の理解と信頼に努めます。

③介護・保育分野における人材確保・人材の定着・人材育成に取り組みます。

## 2) 保育所部門

保育業務を受託している4保育所での取り組みを支援し、町と連携を取りながら、地域子育て支援施設の中核としての機能の充実に努め、子どもたちの健やかな育ちの実現を図ります。

児童の保育に関して日々の保育において、児童を心身ともに健やかに育み、知的活動の中で情操を豊かにし、感動する心を培うことができるよう、保育所職員と共に、保育の環境を整備し、児童自らが社会人として自立し、自信と責任に目覚める保育を推進します。

①各種研修会への参加を推進するとともに、保育所職員の研修を充実し、研修での学びを共有して、保育所職員の人間性と専門性を高めるなど、資質の向上を図り、保育内容の更なる充実を目指します。

②職員の確保、メンタルヘルス対策等に努め、働きやすい職場づくりを推進していきます。

③子育て講演会の実施や、子育て支援事業への協力を通じて子育て家庭の支援に努めます。

④町、社協、保育所が常に協調と連携を密にし、円滑な施設運営を行う。

## 3) 地域福祉推進部門

①総合事業への移行に伴い、「生活支援コーディネーター」の役割を担い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、一層地域に根ざした地域福祉活動を展開します。

②権利擁護、日常生活自立支援に関する取り組みと支援の充実に努めます。

③法律相談、こもれび相談、ひきこもり者への相談場所「ぷらっと」、介護相談などの総合相談事業の充実に努めます。

④生活困窮者等への資金貸付を含めた相談支援を図ります。

⑤住民同士の見守りや助け合いなど小地域福祉活動、ふれあいいきいきサロン等の交流の場づくりを推進します。

⑥ボランティア（災害含む）活動、福祉教育を推進します。

⑦地域の生活課題を把握し、新たな地域福祉事業の開発に結び付けます。

⑧介護サービス部門と連携した地域福祉活動を推進します。

⑨地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

## 4) 在宅・施設サービス部門

①平成29年4月から移行する要支援者等に対する介護予防給付の訪問・通所を総合事業（地域支援事業）へ移行させるとともに多様な介護予防、生活支

援サービスの充実を図ります。

- ②安定的な経営改善対策への取り組みを進めます。
- ③地域包括ケアの在り方を視野にいれながら地域貢献を含めた取り組みを進め、サービスの質の向上に努めます。
- ④地域福祉推進部門と連携した一体的な事業運営を進めます。

## <各課の事業計画>

### 【総務課】

#### 1. 活動方針

- 法令の遵守、信頼性・透明性を確保し適切な法人運営に努めます。
- 社会福祉法改正にともなう新たな制度のもと、円滑な法人運営と正しい理解の浸透に努めます。
- 職員一人ひとりが社協職員としての自覚を持てる職員教育に努めます。

#### 2. 重点項目

##### (1) 透明性のある法人運営

- 1) 法人運営（経営）基盤の整備
  - ・責任ある事業執行と経営管理
  - ・理事会・監査会の開催
  - ・内部監査の実施
  - ・理事会全員協議会の開催による重要事項の事前協議及び情報交換
  - ・役員研修会の開催
  - ・評議員選任・解任委員会の開催
  - ・議決機関としての評議員会の開催
  - ・運営検討会議の開催（月1回）
  - ・管理職会議（随時）

##### (2) 経営基盤の強化

- 1) 組織・財務強化による経営体制の充実
  - ・住民は社協会員であるとの理解を深めるPRに努めるとともに、企業等賛助会員から会費の募集に努めます。
  - ・介護保険事業の安定した運営  
介護保険法の改定から、各事業がサービス低下することなく安定した運営

ができるよう、分析と財務管理に努めます。

- ・基本的な法人運営の理解を求め、公費財源の確保に努めます。

2) 中長期にわたる福祉・介護人材の安定的な確保と定着

- ・ホームページ、ケーブルテレビを活用した人材確保
- ・就職フェアへの参加による人材確保
- ・ハローワーク等の関係機関との連携
- ・高等学校、大学、専門学校との連携

3) 情報開示による事業の透明性の確保

- ・ホームページによる情報開示
- ・財務諸表等電子開示システムの運用
- ・親しみやすく分かりやすい広報誌の発行

4) 基金の活用による地域住民への還元

- ・香典返し等の寄付による典礼事業の整備
- ・町内福祉施設への助成事業の実施
- ・地域福祉推進事業への活用

### (3) 社協職員の人づくり

#### 《主な実施項目》

1) 多様な事業展開をしていくための人事交流の実施

- ・他部署の経験による広い視野に立ったサービス提供
- ・社内報の発行による職員間の情報の共有化

2) 各部署との連携による職員育成研修

- ・外部講師を招いての管理職研修や主任者研修の実施
- ・新人研修の充実

採用内定後から事前研修への参加

採用後の法人内部研修の実施

配属先での実務研修と研修日誌を活用したスムーズな職場適応への支援

外部研修への積極的な参加

- ・全体研修

人権研修

- ・中堅・指導的職員研修

職員のキャリアにあった生涯研修への積極的な参加

- ・職員目標管理の継続実施

- ・地域福祉サービス法人内部会議（月1回）

### 3) 資格取得の推進

- ・資格取得支援実施要綱の運用により、積極的な資格取得の推進

### 4) 心の健康相談窓口の開設

- ・人材育成のための内部、外部研修に併せて、職員の悩み等を受けとめる相談窓口の開設

## (4) 苦情解決への取り組み

- 1) 各部署における苦情等を職員が共有認識し、再発防止に努める。
- 2) 住民・サービス利用者からの要望や、課題については、運営検討会議等で協議し各部署や関係機関に繋げていく。

## (5) 飯南町共同募金委員会・日赤飯南町分区

### 1) 赤い羽根共同募金活動の充実

- ・イベント募金や、募金付き自動販売機の設置など積極的な募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- ・新たな募金活動（募金百貨店・テーマ募金）を検討していきます。
- ・共同募金委員会、審査委員会による公正な助成事業の決定

### 2) 日赤飯南町分区の活動の充実

- ・赤十字活動の推進及び社費・寄付金の資金協力に努めます。
- ・災害時における速やかな活動に努めます。
- ・救急法講習会等への講師派遣
- ・救援物資・見舞金の贈呈

## 【地域福祉課】

### 1. “地域の支え合い活動の充実を図ります” 小地域福祉活動推進事業

各関係機関との細やかな連携のもと、地域づくりを一体的に進めていきます。

#### (1) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）の推進

※資料1参照

#### (2) 各地区会合への参加・活動による住民理解の促進及び地域福祉意識の醸成

- (3) 合同会議・研修会開催による小地域福祉活動リーダーとしての機運づくり
- (4) 住民参加の地域福祉活動計画の策定と周知

**2. “社会とつながり地域の中でその人らしく安心して暮らせる” 総合相談事業**  
町民の抱えている様々な生活問題の相談場所として、生活課題を抱える人たちのサインを見逃さず孤立・孤独化を防ぐため、総合相談機能を充実・強化します。

- (1) 相談の窓口となる職員資質の向上
- (2) 心配ごと相談所『こもれび相談』の開設 毎月2回
- (3) 無料法律相談の開設 隔月1回
- (4) ひきこもり・不登校の当事者、保護者の相談場所『ぷらっと』の開設  
毎週3回 月曜日、水曜日（14時～17時）、金曜日（9時～17時）

**3. “サービス利用者の権利を守る” 日常生活自立支援事業・法人後見事業**  
高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ふたつの事業の役割を活かしながら、各関係機関と連携した切れ目のない支援の充実に努めます。

- (1) 各制度の周知、研修促進・普及
- (2) 住み慣れた地域での安心した生活の確保⇒各関係機関と連携した事業の推進
- (3) 生活支援員研修 県社協主催の研修会へ参加  
飯南町社協独自研修会の開催、継続

**4. “地域づくりの支援者を増やしていきます” ボランティアセンター事業**  
「地域の支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働し地域の生活課題を解決していくことがますます必要となってくることを踏まえ、ひとりでも多くの方に理解を深め、実動していただくために引き続き啓発や育成に努めます。

- (1) 地域づくりを視点においた災害ボランティア研修会の継続、関係機関と連携した小地域への普及・啓発促進
- (2) 小中学生対象のサマーボランティアスクールの開催

**5. “地域の居場所づくりをすすめます” ふれあいいいききサロン事業**  
高齢者の介護予防、生きがいつくりに加え住民が地域に対して関心を持ち、助け合いを育む地域づくりを目的として、ボランティアの活性化にもつながっていくよう活動を推進します。

- (1) 開催の要望や必要性のある地域での新規立ち上げ支援の継続
- (2) 既存サロンの継続支援 ⇒ サロンボランティア研修会の開催、担い手を含む参加者増にむけた協力
- (3) サロンボランティアの主体的活動への支援

**6. “作業担い手（会員）と利用者がお互い助かる” シルバー人材センター事業**  
介護保険制度改正により生活支援は地域の力で担う方向となり、この事業のニーズも高まることが予想されます。会員には永年にわたる知識や経験を活かせる場を提供し、生きがいや健康の増進に寄与するとともに、会員、利用者双方の支援活動を行ないます。

- (1) 利用促進、担い手募集の積極的なPR継続
- (2) 依頼～作業料支払いまでの円滑な運営
- (3) 福祉的生活支援サービスの充実（※生活支援サービスを訪問介護課移行へ準備中）

**7. “手作り弁当で心も体も元気になる” 配食サービス事業**

栄養バランスのとれた体に優しいお弁当作りから、安否確認を兼ねたお届けまで、多くのボランティアや老人クラブ等の幅広い町民の協力を得て実施し、福祉教育やボランティアの育成に繋がります。

- (1) ボランティアの協力のもと地域との連携を深めた円滑な運営
- (2) 衛生面、安全面へ配慮した事故のない運営

**8. “福祉の心を育みます” 福祉教育推進事業**

町内の学校では福祉に対する学習や体験活動が導入され、日常の暮らしの問題を通して福祉活動の意味や自分の役割に関心を持つ機会が提供されています。公民館では社会教育を通じ、地域課題の解決を担う人づくりに向けて積極的に取り組みがなされています。

- (1) 各学校における福祉教育支援の継続
- (2) 各公民館との協働、連携強化による地域福祉推進
- (3) 福祉出前講座の積極的な実施

**9. “地域の福祉団体と協力し支援します” 地域福祉諸団体との連携事業**

福祉のまちづくりを地域福祉諸団体と協働して推進します。

- (1) 民生児童委員協議会との協働、及び協力
- (2) 身体障がい者協会、原爆被災者協議会、手をつなぐ育成会への支援及び協力
- (3) 老人クラブ連合会、母子会、遺族会、福祉施設、各ボランティア団体など

## との連携、協力

### 10. “高齢者のみなさんの生きがいと安心をつくります”

単身高齢者、高齢者等世帯事業（高齢者の生きがいと安心づくり事業）今年度から受託事業ではなくなりましたが、これまで築いてきた「いつでも声をかけていただきやすい関係」を保ち、安心と生きがいづくりのお手伝いができるよう訪問活動、交流会の開催を継続していきます。

- (1) 単身高齢者訪問
- (2) 新規単身高齢者、気になる高齢者の世帯訪問
- (3) おひとり暮らしの交流会開催
- (4) 各関係機関と連携した敬老会の開催・・・飯南町、老人クラブ連合会  
民生児童委員協議会、5つの公民館等

### 11. “自立した生活の支援をしていきます”

生活福祉資金・民生融金相談受付・貸付事業  
町内にお住まいの低所得者、高齢者、障がい者等を対象に資金貸付と必要な相談支援を行政と連携し対応するとともに、他の福祉サービスに繋げることも視野に入れた事業運営を行います。

- (1) 生活福祉資金の円滑な運営
- (2) 民生融金（緊急現金）の円滑な運営
- (3) 町の生活困窮者相談窓口（福祉事務所）と連携した借入申し込み世帯の生活課題の把握、課題への取組み
- (4) 滞納者への返済指導強化（県社協と連携、現地督励実施）

## 【通所介護課】

### 1. 活動方針

- ご利用者にとって、安全で、安心なやすらぎの場所となることを目指します。
- 誰も拒まない、一人ひとりを大切にする介護を実践していきます。
- 建設的な意見を出し合える職場作りに努めます。

### 2. 重点目標

- (1) 介護報酬改定による報酬減や利用者減により、経営面においても厳しい状況が続いています。無駄の無いよう、職員全員がコスト削減に努め、効率的な

運営と なるよう、また在宅サービスの低下にならないように努力していきま  
す。

- (2) 平成29年4月からは介護予防通所介護事業が、介護保険・日常生活支援  
総合事業に含まれ「第I号通所事業」という名称にて開始となります。内容  
等はこれまで通りのサービスとなります。円滑にサービス提供できるよう  
に努めます。
- (3) 重度の認知症やそれに伴う精神的不穏、医療依存度の高い方、障がいの方の  
高齢化による介護保険への移行等にて介護が難しくなっています。この  
ような状況の中、介護職員には高い知識と技術、職業倫理の醸成、経営感覚  
が必要不可欠となるため、人材育成に主眼を置いた研修への参加、勉強会を  
行います。
- (4) 通所介護で過ごして頂くため、何が必要か、一人ひとりとの関わりを更に深  
める中で、利用者の笑顔を導き出せる介護に努めます。また、利用者の重度  
化に伴い、在宅での生活が困難なケースが多くなっています。少しでも住み  
慣れた地域での在宅生活が継続できるよう、心身機能が維持でき、介護者の  
負担が軽減できるサービスの提供に努めます。

### 3. 実施事業

#### (1) 通所介護事業 (介護保険で要介護1～5と認定された方)

定 員 25名(介護予防の方を含む)

営 業 日 月曜～土曜、祝日(8/14.15、12/29.31、1/1.2.3を除く)

営業時間 9:00～16:15(最大延長19:00まで)

#### ◎実施項目

##### ①通所介護計画・個別対応マニュアル(介護手順書)の作成

利用者個々に、通所介護計画の作成・評価を行い、適切なサービスを実施し  
ます。また、個別ケアマニュアル(介護手順書 送迎、入浴、排泄、食事、リ  
スク等)を作成し、安全で快適なサービスを提供するため、全職員で共有し  
ます。

##### ②機能訓練の実施

利用者個人の生活場面に着目した、個別の機能訓練を実施するとともに、軽  
作業やレクリエーションを通して、楽しみながら心身機能の維持向上を図る  
プログラムを実施します。

##### ③自立支援・意欲向上

自立支援という基本原則をもとに、できることはご本人にさせていただき、ち  
いさなことでも在宅生活の中でできることを維持していただけるような介  
助に努めます。また、意欲を持って過していただくため、施設内で役割を持  
っていただき、ADL介助場面においても本人の能力を引き出す介助に努め  
ます。

#### ④口腔ケアの実施

口腔体操の実施、食後等口腔内の清潔を保ち、咀嚼・嚥下機能の維持向上に努めます。必要に応じ、医療機関の協力を仰ぎ、個別に口腔ケア指導を行います。

#### ⑤フットケアの実施

看護師の観察、医療機関との連携・指導のもとに、足の衛生・健康維持を継続的に実施し、介護予防、転倒防止に努めます。必要に応じ、専門医療機関を受診していただき、感染予防にも配慮します。

#### ⑥認知症の悪化防止

近年急激に増加している認知症の利用者に対して、悪化防止のため、回想法的な小集団活動を基本とし、手作業や園芸、有酸素運動、音読、歌など趣味や楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施します。

#### ⑦状態把握と悪化防止

ご家族・介護支援専門員等との情報交換をさらに深める中で、ご利用者の日々の状態把握に努め、安全に一日を過ごしていただくとともに、状態に変化がある場合、各関係機関と連絡をとり、適切に対応し、悪化の防止に努めます。

### (2) 第I号通所介護事業（介護予防現行相当サービス、事業対象者）

#### ◎実施項目

##### ①認知症予防、機能訓練の実施

レクリエーションや創作活動、園芸・手芸・音楽・調理等の作業を通して、生活意欲の向上と心身機能の維持向上に資するプログラムを実施します。また、認知症予防として、栄養や生活習慣などの相談助言、調査を行います。

##### ②自宅でできる介護予防の紹介

ご自宅で継続してできる、筋力低下防止・健口体操・尿失禁予防、生活習慣を紹介し、要介護状態への進行を防止します。

##### ③個別相談・生活相談

各利用者が抱える、生活上の悩みや困りごとを遠慮なく打ち明けていただけるような信頼関係を構築するため、相談援助技術の向上に努めるとともに、各関係機関に対し、高齢者にとって住みやすい環境となるよう相談、または提案をしていきます。

### (3) 来島高齢者生活福祉センター事業

#### 1) 居住部門

・ 1人部屋	5室	
・ 2人部屋	2室	
・ 障害者用部屋	1室	10名定員

## 2) 生活管理短期宿泊事業

- ・定員 4名
- ・冠婚葬祭等、ご家族が不在の際、短期間（最大1週間程度）利用が可能です。

## 3) 冬季宿泊センター

- ・平成25年12月開所（12月1日～3月31日）
- ・個室 4部屋 夫婦部屋2部屋

## (4) 基準該当生活介護の実施（障がい者総合支援法関係）

- 1) 65歳未満の在宅障がい者の方に対する必要な介護を提供するとともに、家族介護者の負担軽減に努めます。

## 4. リスクマネジメント

施設内、あるいはサービス提供中に発生の可能性のあるあらゆるリスクの防止について、職員が共通認識をもち、基礎知識を身につけ、必要に応じ、マニュアルを見直し、定期的に事故防止を協議し危機意識を高め、危機管理能力の向上に努めます。特に流行性の感染症には保健機関等専門職の指導を仰ぎながら、敏感に対応していきます。

## 5. その他

### (1) 年間行事予定

実施月	行事内容
4月	お花見、園芸 春を探す活動
5月	
6月	調理実習（お菓子作り）
7月	七夕祭り
8月	保育所交流 調理実習
9月	園芸 彼岸法要
10月	小学生交流、収穫祭
11月	
12月	クリスマス会、正月用飾り作り
1月	書初め
2月	節分行事（豆まきなど）
3月	雛祭り、ひな人形づくり 彼岸法要

### (2) 研修計画（主なもの）

- 1) 科学的介護の技術取得や、認知症対応の研修に参加します。
- 2) 利用者層の変化に伴う、新しい時代の通所介護の運営・あり方についての研修に参加し、職員全体で協議を進めます。

- 3) 職場内において、諸規程（特に就業規則）及び職業倫理を説明・教育し、組織人として必要な心得を学びます。
- 4) 相談援助技術の向上を目的とする研修に参加します。
- 5) 経営感覚の醸成が重要視される中、経営支援の研修に参加します。

### (3) 見学・デイサービス体験利用の受け入れ

- 1) 1日2人を限度に体験利用を受け入れます。
- 2) また、施設見学、サービス内容の説明には随時対応します。

### (4) 会 議

- 1) 外部会議(定例)：運営検討会議・管理職会議・高齢者サービス調整会議・サービス担当者会・支援会議・法人内部会議・来島居住施設事業検討会議
- 2) 課内会議：職員会(月例)・ケース検討会(月例)・事故防止検討会(随時)  
常勤職員会議(随時)

## 【訪問介護課】

### 1. 活動方針

- 利用者の意志や人格を尊重し、個々の立場に立った質の高いサービスの提供に努めます。
- 利用者が住み慣れた地域在宅で、その人らしく安心して暮らしていただけるようにお手伝いします。
- 地域の持つさまざまな福祉サービスと密接な連携を図り、信頼関係を築く中で相談しやすく、利用しやすい事業所を目指します。

### 2. 重点目標

- (1) 利用者のニーズに沿ったサービスが提供できるように、全職員が技術・知識・制度を学びます。
- (2) 職員間、各関係機関との報告、連絡、相談を徹底し、利用者の日々の状態変化を見逃さず、その方にとっての自立をお手伝いします。
- (3) 町内唯一の訪問介護事業所としての責務を認識し、安心、信頼して利用頂けるサービスの提供を行います。
- (4) これまでの介護保険による介護予防訪問介護事業が平成29年4月より介護

予防・日常生活支援総合事業に含まれ「第Ⅰ号訪問事業」となり開始されますが、内容はこれまで通りのサービスとなる為、円滑に提供出来るように努めます。

### 3. 実施事業

#### (1) 介護保険による訪問介護事業

要介護1～5と認定された方でその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。

(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

#### (2) 介護保険による第Ⅰ号訪問事業(介護予防現行相当サービス、事業該当者)

支援Ⅰ、Ⅱまたは事業該当者と認定された方で可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。

(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

#### (3) 障がい者総合支援法による居宅介護事業

利用者が居宅において意志及び人格を尊重し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。

(身体介護、家事援助、通院等介助のサービス提供)

### 4. 実施項目

#### (1) サービスの充実・向上

1) 新規ご利用者のアセスメントを把握し必要な支援を行います。

2) 契約時、利用者へわかりやすい説明を行います。(制度・利用料・サービス内容)

3) 訪問介護計画等、評価、見直し、報告書作成を行います。

#### 4) 関係機関との連携強化

・運営検討会議、高齢者サービス調整会議、飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会、担当者会地域ケア会議、内部法人会議へ参加し情報を共有します。

・雲南訪問部会、雲南圏域障がい者地域支援協議会地域部会へ参加し、情報意見交換、事例検討を行います。

#### 5) 課内職員会の開催(月1回)

・連絡事項の確認、ケース検討、研修報告、ケア技術の向上の研修を実施します。※参加できなかった職員には会議録を回覧し周知します。

#### 6) 連絡体制の徹底及び職員間の共通認識

・朝礼時の連絡と訪問予定の確認、申し送りを行います。

・連絡ノート、業務日誌を記入し活用します。

・訪問前における指示連絡書を活用します。(指示者→訪問者は必ず確認した事を書面に示す)

#### 7) 研修計画

- ・すべての職員が目的を持ち計画的に研修に参加します。(認知症、接遇、人権、感染症、介護技術、障がいの特性等)
- ・研修復命による職員への報告、勉強会の実施・課内研修を実施します。

#### 8) その他

- ・職員の接遇、コミュニケーション技術の向上、職業倫理を学びます。
- ・ヒヤリハットへの対応、事故防止に努めます。
- ・緊急時における対処方法の明確化を図ります。

### (2) 健全な事業運営の促進

- 1) 利用者のニーズに対応できる勤務体制の確保に努めます。
- 2) 訪問時間の効率的な配分と合理的な勤務体制を築きます。
- 3) 公用車の保安全管理を実施します。
  - ・常に安全運転に心がけ余裕をもって早めの行動を心がけます。
  - ・運行前後の点検を行います。

### (3) 相談苦情の対応

- 1) 利用者、及びご家族に対する聞き取りの実施、苦情、要望の早期把握に努めます。
- 2) 利用者、及びご家族からの相談苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に繋がります。
- 3) 受け付けた相談や苦情は会議を開き、職員間で共有しサービスの改善に向けて誠実に対応します。

### (4) 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を行います。(手洗い、うがい、感染予防)
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受けます。(訪問介護員全員、年に1回以上実施する)
- 3) インフルエンザの予防接種、検便を行います。(検便については年1回以上)

## 【特別養護老人ホーム あかぎの里】

### 1. 活動方針

- 「あかぎの里」で働くスタッフは、「自分の大切な人」を安心して託すことができる施設、そして自分自身が将来入所しても良いと思える施設づくりを目指します。
- 大切な入居者に「その人らしく」過ごしていただくため、多職種が協働して、お一人おひとりの生活を支えます。
- 明るく・暖かい雰囲気をつくり、入所者の笑顔を導き出すとともに、心から穏やかに暮らせる環境を提供します。

### 2. 重点目標

- (1) ご利用者、ご家族に対し、懇切丁寧な対応・説明を行うとともに、接遇マナーの向上を目指します。
- (2) スタッフ同士の人権を尊重し、声を掛け合い、助け合いながら明るい職場づくりに努めます。
- (3) 事務の効率化を図り、入所者と向き合い・関わる時間を一番大切にします。
- (4) 「生活の場」であることを認識し、清潔な環境を維持し、感染症予防に努めます。
- (5) 大きな心と、細かな心配りで仕事に取り組みます。

### 3. 重点項目

#### 《管理運営部門》

- (1) 飯南町は、平成29年2月現在で人口約5,070人という状況であり、合併時より900人程度の人口が減少し、特に年少人口、生産年齢人口は今後も減少を続けることが予想されています。それに伴い、家庭の介護力の低下も顕著（老老介護等）であり、入所系サービスの需要は今後も続くと予想されます。一方では、どの事業所も人材確保に大変な苦慮をしているところでもあります。今後、どのような形で運営していくのか、どのような方策が適切か、岐路に立たされている中、平成30年4月の診療・介護報酬同時改定を見据えながら一定の方向付けをしていきます。
- (2) 介護人材を確保することは最重要課題であり、法人本部と連携する中で確保に努めます。
- (3) 相模原市の障害者施設で起こった殺傷事件、岩手県岩泉町で起こった水害によるグループホーム入居者の死亡事故等を受け、リスク管理意識を高め、防犯に関するハードの整備や自然災害発生時の対応について、再検討し、必要な整備や訓練を実施します。
- (4) 各種会議や内部研修において、職業倫理とコンプライアンス向上を目的とする研修を開催します。そして、組織の中での個々の役割を深く認識して就業

するよう指導していきます。

#### 《介護部門》

- (1) 原則要介護3からの入所に改正されたことに伴い、新規入居者の状態は、以前とは様変わりし、医療依存度の高い方や精神疾患を患っておられるなど、特別養護老人ホームの役割も拡大しつつあると言えます。そうした中、あかぎの里介護スタッフは、基本を忠実に、入居者の人権を最大限尊重しながらケアの提供に努めます。
- (2) スタッフ同士が声を掛け合い、協調しながらケアに努め、建設的な意見が出し合える職場づくりに努めます。
- (3) 認知症への理解を深めることにより、認知症の方の尊厳を保ち、行動・心理症状(BPSD)へ適切に対応することで、穏やかな生活を送っていただけるよう支援します。
- (4) 入居者様の笑顔を導き出せる関わりと取組み(行事・外出)を年間通して行います。

#### 《看護部門》

- (1) 福祉施設の看護職員として、ご本人・ご家族の意思を最大限尊重するとともに嘱託医との連携や介護職員からの情報を大切にしながら、適切な医療が提供されるよう支援します。
- (2) 介護職員と「ケア」に対する思いを共有し、必要に応じて助言していきます。
- (3) 感染症対策の徹底を図り、施設内での集団発生等起らぬよう、予防の啓発と他のスタッフへの指導を行います。

#### 《栄養調理部門》

- (1) 食事は、生活の中で楽しみの一つであり、入居者様の嗜好と状態に合わせた食形態を提供するとともに、四季折々の行事食を楽しんでいただきます。
- (2) 多種類の飲物を用意し、十分な水分補給がとれるよう支援するとともに、多職種と連携して、低栄養状態を予防・改善します。
- (3) 衛生管理を徹底し、マニュアルに基づいた食中毒の防止に努めます。

#### 《短期入所生活介護》

- (1) 在宅介護を支える事業所であることを深く認識し、単に預かりを行うのではなく、サービス利用中もメリハリのある生活を送っていただくよう支援します。
- (2) 在宅ケアマネージャー、通所介護、訪問介護等と連携し、アセスメントを行うことで、利用中穏やかに過ごしていただけるよう、またリスク管理を徹底し、安全に利用していただけるよう配慮します。

～各種会議～

- ・ 定例会議  
運営検討会議（月 1 回） ・ 高齢者サービス調整会議（月 1 回） への参加
- ・ 内部会議

主任・リーダー会	目的…施設運営に於ける課題等を、協議決定する。決済会議。
	構成…施設長、生活相談員、各主任者、リーダー
サービス担当者会議	目的…施設介護サービス計画を作成する。随時、進捗状況を確認し、モニタリングを行う。
	構成…介護支援専門員、利用者本人、家族、担当職員
グループ会議	目的…業務全般の課題等を協議し、実践する。
	構成…介護職員
給食会議	目的…食事内容、食環境等、協議する。
	構成…全調理員、管理栄養士
職員会議	目的…全職員共通の課題や周知事項を協議、伝達する。また、職場内研修に活用する。
	構成…全職員
運営推進会議 (ユニット型のみ)	目的…利用者・地域住民等に提供サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービス提供を行う。 構成…家族・地域住民・行政職員・施設長・相談員・担当職員

<各種委員会>

施設入所検討委員会	目的…新規入所者を委員の合議にて決定する。
	構成…局長、第三者委員、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、必要時関係職員
事故防止委員会	目的…事故発生時、施設長の召集により開催し、原因の究明、今後の対応及び再発防止に向けた具体的対応を協議し、全員に周知、徹底する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、各主任者、担当職員
身体拘束廃止委員会	目的…利用者の生命、身体を保護するためやむを得ず、身体拘束が必要な場合、施設長の召集にて開催し対応を協議、全職員に周知する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
感染症対策委員会	目的…感染症発症時、必要時、施設長の召集にて開催し、感染の拡大防止、対応を協議にする。
	構成…施設長、嘱託医、生活相談員、介護支援専門員、各主任者

衛生委員会	目的…職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべく対策を話し合う。
	構成…管理職・職員
安全(医療的ケア)委員会	目的…実施のための体制の検討・事例の分析検討・教育・指導方法の検討・手順の検討と見直し
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員

## 5. 研修計画

研 修 名	対 象 職 員
経営セミナー	施設長
人材育成担当者研修	介護職員
認定調査員実務研修	介護支援専門員
生活相談員研修	生活相談員
医療行為に関する研修	看護職員・介護職員
口腔ケア研修	看護職員・介護職員
老施協 中国大会・県大会	相談員・介護主任・リーダー
リスクマネジメント研修	相談員・介護主任・リーダー・看護職員
認知症研修	介護職員
感染症研修	看護職員・栄養士・調理員
人権擁護研修	全職員
介護技術研修	介護職員
介護支援専門員実務従事者研修	介護支援専門員
栄養士・調理員研修	栄養士・調理員
栄養ケアマネジメント研修	管理栄養士

## 【居宅支援課】（介護・障がい）

### 1. 活動方針

- 「地域福祉」の推進役である社会福祉協議会の居宅介護支援・相談支援事業所として「気楽に相談できる、信頼される事業所」をめざします。

### 2. 重点目標

#### （1）マネジメント目標

利用者のニーズを的確に捉え、自立支援と重度化予防の視点を持ち、ケアマネジメントを行います。

介護保険や各種制度の動向や圏域の福祉情勢を把握し、事業の検討及び改善に努めます。また、地域包括ケアシステムの構築の実現に向け、居宅介護支援事業所としての特性を活かしたマネジメントをしていきます。

#### （2）運営管理目標

特定事業所加算(Ⅲ)の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行えるように努め、利用者及び地域の方々に選ばれる事業所を目指します。

法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、ならびに説明責任を果たします。

自らが提供するサービスの質の評価を行い、サービスの検証・改善に取り組みます。

### 3. 実施事業

#### （1）介護保険による居宅介護支援事業

##### 1) 介護サービス計画(ケアプラン)作成

- ・介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- ・医療との連携を図り、必要な医療情報に対する専門的な観点から情報を得て在宅での安定した療養生活を支援する。

##### 2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画(ケアプラン)作成

(地域包括支援センター委託)

- ・本人が出来ることは出来る限り本人が行うことを基本とし、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引出す。セルフケア、地域資源活用、介護保険サービスを総合的かつ、効果的に提供されるよう配慮する。

#### （2）要介護認定訪問調査(雲南広域連合委託)

- ・介護認定調査の委託を受けた場合は、公平・中立な調査を行う。

#### （3）障がい者総合支援法による障がい計画相談支援

- ・障がいを持った方々が、今持っている力も使いながら住み慣れた地域の中で、安心して「自分らしい生活、人生」を送ってもらうことができるように

支援していく。

#### 4. 重点項目

(1) 情報公表、自己評価、利用者意向調査の継続

(2) 相談・苦情への対応

- ・苦情、要望の早期把握を行う。苦情に係る問題点の把握、対応策を検討し誠実に対応すると共に、苦情に至る背景を考察し今後の相談を気持ちよくしてもらえるように配慮する。

(3) 特定事業所加算(Ⅲ)事業所としての事業所整備

- ・支援困難ケースを適切に処理できる体制
- ・24時間連絡体制を確保
- ・運営基準(基準第13条関係)の遵守
- ・介護支援専門員実務研修における実習を受け入れ
- ・資質・専門性の向上・計画的な研修体制の確保

(研修計画：評価基準で求められている研修を中心に参加する)

外部研修	日本ケアマネジメント学会研究大会 島根県ケアマネジメント研究大会 雲南地域介護支援専門員協会研修 雲南介護サービス事業者連絡会居宅部会研修会 介護認定調査員現任研修 障がい者総合関係研修会 県集団指導 県社協主催研修会 等
内部研修	法人内部研修 事業所職員の個別研修 等

- ・関係機関との連携強化、諸会議への開催・参加。

保険者 行政・包括支援センター サービス事業所 介護保険施設 医療機関 保健所 福祉事務所 等	各種連絡会・協議会 高齢者等サービス調整会議 地域ケア会議 ケース会議・担当会議 利用者ケース検討・支援会議 病院等のカンファレンス 保健所、行政が開催する会議 障がい者総合支援協議会 雲南地域サービス事業者連絡会居宅部会 他事業所との意見交換・事例検討・合同 研修会 等
特定事業所として定例	利用者に関するサービス提供にあたって

会議の開催（週 1 回以上）	の留意事項に係る伝達 マネジメントに関する技術 事例検討会、困難事例処遇方針検討 社会資源の現状及び検討 苦情に関する改善方針の検討 瘦躯印鑑での問題点・課題共有、相談 保健・医療及び福祉に関する諸制度について 研修報告 等
----------------	---

(4) 効率的業務遂行と安定した利用者の確保

- ・近隣病院、包括支援センター以外にも、地域資源や各種相談部門とのネットワークを構築し新規利用の確保
- ・職員相互の情報の共有化、業務分担による仕事の効率化を図り、チームとして働きやすい環境作り

(5) 職員体制

- ・居宅介護支援事業所 管理者(主任介護支援専門員)：1名  
事業所の従事者の管理及び業務状況の把握、その他の管理を一元的に行う。  
(兼務) 障がい相談支援事業所 管理者兼相談支援専門員  
(包括支援センター(ブランチ)相談支援員)
- ・居宅介護支援事業所 専任介護支援専門員：2名  
指定居宅介護支援の提供及び要介護認定調査を行う。

## 【居宅支援課】総合相談事業(包括支援センターブランチ業務)

### 1. 活動方針

- 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができよう、地域における身近な相談者としての役割を担います。

### 2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センターと連携し担当地域での高齢者の支援に努め、関係機関との連携を強化し、地域で抱えている問題の把握、解決策の提案を行い、地域貢献に努める社協の相談事業部門としての責務に応えます。
- (2) 高齢者の生活や介護に関する相談ごとや心配ごとなど、身近な相談窓口の役割が担えるよう、包括支援センターの窓口機能であることのPR活動に励み、

地域と顔の見える関係を作り相談機能の充実を目指します。

- (3) 高齢者の心身の健康維持及び生活の安定に必要な援助を行うため、相談支援者としての知識や技能を身に着け、質の高い相談支援を行えるようにします。

### 3. 実施事業

- (1) 初期段階での相談対応

高齢者の様々な相談を受け付けて的確な情報把握等を行い、専門的・継続的な関与、または緊急な対応が必要か判断し、包括支援センターとの連絡を密にとり必要な支援に繋げる。

- (2) 家族介護者交流事業

介護者が心身の健康を保ちながら家庭介護が継続できるよう心身のリフレッシュ、介護者同士の繋がり場の提供をする。

### 4. 実施項目

- (1) 包括支援センターとの協働・連携

連絡会や随時対応での情報共有と処遇検討  
介護予防や家庭介護者の支援

- (2) 関係機関、地域福祉推進部門との協働・連携

地域課題の抽出とその解決、ニーズに即した事業の提案

- (3) 質の高い相談支援業務の実施

相談支援に関する技術の向上

社会資源や各種制度、利用方法等の情報を熟知し的確な紹介を行う。

## 【保育所】

### 1. 活動方針

- 町の保育方針、保育内容を基本とし、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をすすめる社協の基本理念に沿って、保育所運営を行います。
- 一人ひとりの子どもの人権と個性を尊重し、心身の健康と自立を育む保育を目指します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、安心して預けられる保育所運営を目指します。

### 2. 重点目標

- (1) 初任保育士の育成と保育士の研修を強化し、保育の質の向上を目指します。

- (2) 低月齢児保育実施に向けて、体制の整備に取り組みます。  
 (3) 各保育所において、親子読書（読み聞かせ）の推進を実施します。

### 3. 保育所の概要

《保育所名・所在地・定員・4月当初の児童数》

保育所名及び所在地	定員	児童数 (4月当初)
さつき保育所 住所 島根県飯石郡飯南町八神 142 番地	20名	10名
桜ヶ台保育所 住所 島根県飯石郡飯南町頓原 1426 番地	60名	46名
来島保育所 住所 島根県飯石郡飯南町野萱 774 番地 2	60名	35名
赤名保育所 住所 島根県飯石郡飯南町上赤名 70 番地 7	60名	52名

143名

### 4. 保育所の開所日・開所時間

業務	開所日	開所時間
通常保育 (標準時間認定児)	月曜日から金曜日	午前7時45分から午後7時まで
土曜保育	毎週土曜日	午前7時45分から午後6時まで
延長保育 (短時間認定児対象)	月曜日から金曜日	午後3時45分から午後7時まで
一時保育	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時まで

\*日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所とします。

### 5. 受け入れ月齢

- ・10か月～就学前まで

### 6. 飯南町子育て支援事業の実施

(1) 飯南町子育て支援事業実施要綱に基づく事業の実施。

- 1) 延長保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 2) 一時保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 3) 子育て支援センター事業

就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦を対象に、週1回集いのひろばを開催します。（名称「ほっと。café」）

- 4) ファミリーサポートセンター事業

育児について助け合う会員の組織化と運営の支援を行ないます。

### 7. 会議の実施

- 1) 所長会（月齢）

- 2) 主任者会（月例）
- 3) 調理担当者会（献立作成）（月例）
- 4) クラス別担当者会（随時）
- 5) 職員会議（月例）
- 6) 苦情処理第三者委員との情報交換会（年1回）

## 8. 職員の研修計画

### (1) 外部研修への参加

- 1) 島根県保育協議会・・・総会、各種研修会
- 2) 雲南保育協議会・・・総会、施設長部会、保育士部会、研究委員会、調理担当者会、各種研修会
- 3) 島根県青少年家庭課・・・各種研修会
- 4) 島根県社会福祉協議会・・・各種研修会

### (2) 内部研修への参加

- 1) 職員会議における復命研修
- 2) 社会福祉協議会職員自主研修
- 3) 飯南町保育所職員研修

### (3) 平成29年度特別実施事業

- 1) 雲南保育協議会公開保育・・・さつき保育所

## 9. 職員目標管理制度の実施

- ・保育所ごとの年間チーム目標、及び個人目標を設定します。

## 10. 保育所自己評価の実施

- ・各保育所において、「保育所における第三者評価基準（自己評価ガイドライン）」に添った自己評価を実施します。